

関連会社の会計方針の統一

日本基準と国際的な会計基準の比較

1. 国際財務報告基準（IAS/IFRS）の定め

【要旨】関連会社についても、会計方針の統一を求めている。

IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」

26. **投資企業の財務諸表は、同様の状況における類似する取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成されなければならない。**

27. 関連会社が同様の状況において類似する取引及び事象に関して投資企業とは異なる会計方針を用いている場合には、投資企業が持分法を適用するために関連会社の財務諸表を用いる際に、投資企業の財務諸表に対する会計方針に関連会社の会計方針を一致させるための修正を行わなければならない。

IN13. 本基準書は、投資企業が同様の環境における類似の取引及びその他の事象を報告するための投資企業の会計方針と一致するように関連会社の財務諸表について適正な修正を行うことを要求している。改訂前 IAS 第 28 号は、「統一の会計方針を使用することが実務上不可能な」場合には本規定に対する例外を規定していた。

- ・ 関連会社の会計方針を定める IAS 第 28 号は 2003 年に改訂されており、その際に例外なく会計方針を統一するものとされた（改訂前は、「修正すべき金額が実務上算定不可能である場合は、一般的にはその旨が開示される」こととされていた（改訂前 IAS 第 28 号第 20 項））。
- ・ 会計方針を統一するのは、「同様の状況における類似する取引及び事象¹」である。
- ・ 統一の手続は、連結修正仕訳を行う方法による。

2. 米国会計基準の定め

【要旨】関連会社について、会計方針の統一を求める明文の定めは無いものの、実務においては統一が行われている。

（明文の定めは無い²）

¹ 子会社に対する会計方針の統一は、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」の第 28 項に定めがあり、会計方針を統一すべき対象として、関連会社の場合と全く同様に、「同様の状況における類似する取引及びその他の事象」としている。

² CSER “Technical advice on equivalence of certain third country GAAP and on description of certain
1

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

上記のとおり、関連会社について会計方針を統一することを求める明文の定めは存在しない³。ただし、実務においては、重要な不統一項目について、投資会社の会計方針に統一させるように連結修正仕訳で対応することが広く行われており⁴、関連会社の会計方針についても統一すべきものと一般的に考えられている。

3. 日本における定め

【要旨】関連会社について、会計方針の統一を求めておらず、「望ましい」とするのみ。

連結財務諸表原則

（明文の定めは無い。ただし、下記の実務指針第 36 項の二重下線部分を参照。）

持分法会計に関する実務指針（本文）

第 5 項 同一環境下で行われた同一の性質の取引等⁵について、投資会社及び持分法を適用する関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましい⁶。会計処理の原則及び手続の統一に当たっては、監査委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」及び企業会計基準委員会実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」に基づいて行う。

持分法会計に関する実務指針（結論の背景）

第 36 項 関連会社に持分法を適用する際には、企業集団の姿を適切に表現するため、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び当該関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、連結子会社の場合と同様に、原則として統一すべきであろう。しかし、他の支配株主又は合併相手が存在するため、関連会社に投資会社の会計方針を採用させることが困難な場合もあること、また、持分法適用時に修正を行うことは実務上、煩瑣であることなどから、連結原則は会計処理基準の統一を要求していない。したがって、同一環境下で行われた同一の性質の取引等については、両者の会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましいものとした。

- ・ 連結原則では、会計方針の統一を求めていない。

third countries mechanisms of enforcement of financial information” p.74、FASB “CESR Equivalence Questionnaire” p.32 において、明文が無いことが示されている。同等性評価においては、この部分は Disclosure B の扱いとされている。

³ 米国基準では、子会社に対する会計方針の統一についても、明文の定めは存在しない。

⁴ 米国に上場している国内企業の関係者からのヒアリングなどによる。

⁵ 日本の定めでは、子会社の会計方針の統一についても、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」について行うこととされている。

⁶ 持分法適用対象となる非連結子会社については、一般的に重要性が乏しいと考えられるため、必ずしも統一を要しない（監査委員会報告第 56 号 2.なお書き）。

- ・ 実務指針においても、統一は任意（望ましい）とされている。
- ・ 会計方針を統一するのは、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」である。
- ・ 統一を行う場合、監査委員会報告第 56 号、実務対応報告第 18 号に従うこととなる。

4. 検討結果

国際財務報告基準や米国会計基準の下では、（明文の定めの有無に違いはあるものの）関連会社の会計方針の統一が行われているのに対して、我が国では統一は任意（望ましい）とされているにすぎず、相違があるものと考えられる。

一方、会計方針を統一する場合の対象としては、国際財務報告基準の取扱い（「同様の状況における類似する取引及び事象」）と我が国の取扱い（「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」）とに、重大な相違はないものと考えられる。

以 上